



Q: 農業の担い手には何か特別な支援がありますか？

A: 農業の担い手は保険料の国庫補助が受けられます！

国の政策年金である農業者年金制度には、農業の担い手の育成・支援のために、一定の要件を満たしている方に対する月額最高1万円の**保険料の国庫補助**の仕組みがあります。

補助額に見合う年金は特例付加年金として、将来、農業の経営継承（農地等の権利移転・設定等）を行った後、原則65歳から受給できますが、経営継承する時期に年齢制限はなく、受給時期を繰り下げることができます。

保険料の補助は要件を満たしていれば一つの経営で何人でも受けられます。女性農業者も家族経営協定を締結して経営に参画し、下表の区分3の適用を受けて、多くの方が保険料の補助を受けています（区分3の方の経営継承は、家族経営協定の経営参画条項を変更し、農業経営から引退すれば良いことになっています。）。

保険料の国庫補助期間は、
 ①35歳よりも前のすべての期間
 ②35歳以降の10年以内の期間
 ①と②を通算して20年以内です。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

**補助額の合計額は
 最高で
 216万円!**

(注) 1. 保険料の国庫補助を受けるためには、このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。
 2. 保険料の国庫補助を受けている期間の保険料は2万円円で固定され、加入者は2万円から国庫補助額を差し引いた金額を負担します。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人
農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル 5F
 電話：03 (3502) 3942 FAX：03 (3592) 2660
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！